

## 綾瀬市保育体制強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図るため、地域住民、子育て経験者等の地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用することに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者は、市内に所在する次の各号に掲げる施設（次条第1号に掲げる補助事業にあつては、第1号及び第2号に掲げる施設に限る。）の設置者又は当該施設の長とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）

第35条第4項の規定による認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この条において「認定こども園法」という。）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園

(3) 認定こども園法第3条第6項に規定する幼稚園型認定こども園

(4) 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

### (補助対象事業)

第3条 この要綱の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 保育支援者（次のいずれにも該当する保育支援者に限る。）を配置する事業

ア 保育士資格を有しない者であつて、次に掲げる業務を行うものであること。

(ア) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃

(イ) 給食の配膳及び後片付け

(ウ) 寝具の用意及び後片付け

(エ) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

(オ) 児童の園外活動時の見守り等

(カ) その他保育士の負担軽減に資する業務

イ 平成26年4月1日以後、新たに配置された者であること。

(2) 児童の園外活動時の見守り等を行う者（次のいずれにも該当する者に限る。）を配置する事業

ア 安全管理に知見を有する者として市が認めた者が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握等を行う者であること。

イ 保育支援者が児童の園外活動時の見守り等を行う場合は、市が認める交通安全に関する講習会等を修了した者であること。

(3) スポット支援員（次のいずれにも該当する者に限る。）を配置する事業

ア 登園時の繁忙な時間帯、プール活動時等、特に児童の見守り、所在確認等が必要な時間帯に配置される者であること。

イ 平成26年4月1日以後、新たに配置された者であること。

ウ スポット支援員を第1号に掲げる保育支援者の配置事業と合わせて実施する場合は、保育支援者とは別に加配すること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助事業ごとに算出した次に掲げる経費の実支出額の合計額（次項に定める補助金額を超える場合は、当該補助基準額）と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 報酬

(2) 給料

(3) 職員手当等

(4) 賃金

(5) 報償費

(6) 旅費

(7) 共済費

(8) 役務費

(9) 委託料

(10) 使用料及び賃借料

2 補助基準額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、第2条各号に掲げる施設1か所につき次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 保育支援者の配置 1月当たり100,000円

(2) 園外活動における見守り等の人員配置 1月当たり45,000円

(3) スポット支援員の配置 1月当たり45,000円

3 第1項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業によりその経費が交付されるものは、補助の対象としない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育体制強化事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 保育体制強化事業計画書（第2号様式）

(2) 保育体制強化事業申請額内訳書（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定するときは、規則第6条各号に掲げる条件を付するものとする。

（決定の通知）

第7条 規則第7条に規定する通知は、綾瀬市保育体制強化事業補助金（変更）交付決定通知書（第4号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第9条 規則第6条第1号又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市保育体制強化事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、綾瀬市保育体制強化事業補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、当該補助事業の完了の日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度終了後の4月5日までのいずれか早い日に市長へ提出しなければならない。

- (1) 保育体制強化事業報告書（第7号様式）
- (2) 保育体制強化事業精算額内訳書（第8号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市保育体制強化事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所 在 地  
名 称  
代表者氏名

年度綾瀬市保育体制強化事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 対象施設

2 交付申請額 円

3 添付書類

- （1）保育体制強化事業計画書（第2号様式）
- （2）保育体制強化事業申請額内訳書（第3号様式）

第 2 号様式（第 5 条関係）

保育体制強化事業計画書

1 施設名等

|           |  |
|-----------|--|
| 対 象 施 設 名 |  |
| 設 置 主 体   |  |

2 配置する保育支援者等

(1) 保育支援者

|     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| 氏 名 | 配 置 年 月 日 | 雇 用 期 間   |
|     |           | 年 月 ～ 年 月 |

(2) 園外活動時の見守り等

|     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| 氏 名 | 配 置 年 月 日 | 雇 用 期 間   |
|     |           | 年 月 ～ 年 月 |

(2) スポット支援員

|     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| 氏 名 | 配 置 年 月 日 | 雇 用 期 間   |
|     |           | 年 月 ～ 年 月 |

3 事業概要

|                                         |
|-----------------------------------------|
| (1) 保育支援者等の業務内容                         |
| (2) 保育士の業務負担が軽減される内容                    |
| (3) 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。） |

4 添付書類

配置する保育支援者等の雇用契約書等

第3号様式(第5条関係)

年度保育体制強化事業申請額内訳書

| 対象施設名 | 総事業費 | 寄付金その他の<br>収入予定額 | 差引額    | 対象経費の<br>支出予定額 | 補助基準額 | 補助基本額 | 補助所要額 |
|-------|------|------------------|--------|----------------|-------|-------|-------|
| ①     | ②    | ③                | ④(②-③) | ⑤              | ⑥     | ⑦     | ⑧     |
|       | 円    | 円                | 円      | 円              | 円     | 円     | 円     |
|       |      |                  |        |                |       |       |       |

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄に千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

(添付資料)

対象経費の積算資料

第4号様式（第7条関係）

綾瀬市保育体制強化事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請があった 年度綾瀬市保育体制強化事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第5号様式（第9条関係）

綾瀬市保育体制強化事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者 所在地

名 称

代表者

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市保育体制強化事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------|-------|
|       |       |

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

綾瀬市保育体制強化事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

報告者 所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市保育体制強化事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

| 補助金所要額 | 補助金交付決定額 | 補助金受入済額 |
|--------|----------|---------|
| 円      | 円        | 円       |

1 添付書類

- (1) 保育体制強化事業報告書（第 7 号様式）
- (2) 保育体制強化事業精算額内訳書（第 8 号様式）

第7号様式（第10条関係）

保育体制強化事業報告書

1 施設名等

|       |  |
|-------|--|
| 対象施設名 |  |
| 設置主体  |  |

2 配置する保育支援者等

(1) 保育支援者

|     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 氏 名 | 配置年月日 | 雇用期間      |
|     |       | 年 月 ～ 年 月 |

(2) 園外活動時の見守り等

|     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 氏 名 | 配置年月日 | 雇用期間      |
|     |       | 年 月 ～ 年 月 |

(2) スポット支援員

|     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 氏 名 | 配置年月日 | 雇用期間      |
|     |       | 年 月 ～ 年 月 |

3 事業概要

|                                         |
|-----------------------------------------|
| (1) 保育支援者等の業務内容                         |
| (2) 保育士の業務負担が軽減される内容                    |
| (3) 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。） |

4 添付書類

配置する保育支援者等の雇用契約書等

第8号様式(第10条関係)

年度保育体制強化事業精算額内訳書

| 対象施設名 | 総事業費 | 寄付金その他の収入額 | 差引額    | 対象経費の実支出額 | 補助基準額 | 補助基本額 | 要補助額 | 既交付決定額 | 受入済額 | 差引過不足額 |
|-------|------|------------|--------|-----------|-------|-------|------|--------|------|--------|
| ①     | ②    | ③          | ④(②-③) | ⑤         | ⑥     | ⑦     | ⑧    | ⑨      | ⑩    | ⑪      |
|       | 円    | 円          | 円      | 円         | 円     | 円     | 円    | 円      | 円    | 円      |
|       |      |            |        |           |       |       |      |        |      |        |

(記載上の注意)

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄に千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。
- 3. ⑪欄には、⑧欄と⑨欄を比較して少ない方の額から、⑩欄の額を引いた額を記載すること。

(添付資料)

本事業に係る経費等が確認できる資料